

青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案中修正

青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案（平成二十七年一月二十五日提出。議案第八十九号）を次のように修正する。

第一条中青森市子ども医療費助成条例第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 保護者（イ又はロに掲げる児童の保護者に限る。）に当該年度（四月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては、前年度をいう。）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課されている者  
イ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの児童（入院治療を受ける児童を除く。）

ロ 中学校就学の始期から中学校就学の終期に達するまでの児童

～～～～～～～～～～～～～～～～ ◇ ～～～～～～～～～～～～

修正理由

子ども医療費助成の対象に係る要件を改定するため、修正するものである。

議案第八十九号 青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例修正案 対照表

	修 正 後	修 正 前
	(青森市子ども医療費助成条例の一部改正)	(青森市子ども医療費助成条例の一部改正)
第一条 青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の一部を次のように改正する。	第一条 青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の一部を次のように改正する。	第一条 青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「小学校」を「中学校」に、「小学部」を「中学部」に改め、同条第二項中「（児童のうち、小学校就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの者にあつては、入院治療費に限る。）」を削る。	第二条第一項中「小学校」を「中学校」に、「小学部」を「中学部」に改め、同条第二項中「（児童のうち、小学校就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの者にあつては、入院治療費に限る。）」を削る。	第二条第一項中「小学校」を「中学校」に、「小学部」を「中学部」に改め、同条第二項中「（児童のうち、小学校就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの者にあつては、入院治療費に限る。）」を削る。
第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。	第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。	第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 保護者（イ又はロに掲げる児童の保護者に限る。）に当該年度（四月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては、前年度をいう。）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課されている者	四 保護者（イ又はロに掲げる児童の保護者に限る。）に当該年度（四月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては、前年度をいう。）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課されている者	四 保護者（イ又はロに掲げる児童の保護者に限る。）に当該年度（四月から六月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする場合においては、前年度をいう。）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課されている者
イ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの児童（入院治療を受ける児童を除く。）	イ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの児童（入院治療を受ける児童を除く。）	イ 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）就学の始期から小学校就学の終期に達するまでの児童（入院治療を受ける児童を除く。）
ロ 中学校就学の始期から中学校就学の終期に達するまでの児童	ロ 中学校就学の始期から中学校就学の終期に達するまでの児童	ロ 中学校就学の始期から中学校就学の終期に達するまでの児童
第二条（略）	第二条（略）	第二条（略）